

## 埼玉東萌短期大学社会人入学者に対する特別奨学金給付規程

(目的)

**第1条** この規程は、社会人学生の学業を奨励し、学生生活での経済的負担を軽減することを目的とする。

(学業奨励の方法)

**第2条** 前条の学業の奨励は、2年次に毎月特別奨学金を給付することにより行う。

(対象者)

**第3条** 特別奨学金給付の対象となる学生は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 1年次に極めて優秀な成績を修め、2年次に在学する者
- (2) 高い修学意欲を有し、学業及び生活態度も極めて良好で他の学生の模範となる者
- (3) 入学年の3月31日現在で満20歳に達し、2年以上社会人としての職業経験(家事・家業従事者を含む。)を有する者

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県委託訓練生及び修学支援授業料等減免規程に基づき経済的援助を受けている者又は受ける者は対象から除外する。ただし、社会人入学者に対する授業料減免規程による授業料減免を受けた者が、その後において、家計の急変により修学支援授業料等減免規程による授業料等減免を申請することは可能である。

(選考の手続)

**第4条** 学務部長は、対象となる成績優秀な候補者若干名を選出し、次条の選考委員会に提出しなければならない。

(選考委員会)

**第5条** 埼玉東萌短期大学成績優秀者授業料減免規程で定めた選考委員会とする。

(奨学生の決定)

**第6条** 委員長は、委員会の選考結果を学長に報告し、学長は教授会の議を経て意見を付してこれを理事長に提出し、理事長が奨学生の採用を決定する。なお、奨学生の採用を見送る決定を行った場合も同様の手続とする。

(期間)

**第7条** 奨学生の期間は1年間とする。

(給付額)

- 第8条** 当該年度の給付額は、原則として当該年度に設定した特別奨学金予算額の範囲内とし、給付が承認された者の成績、人数等を踏まえ、給付額を定めるものとする。
- 2 当該年度の給付総額は別に定める。
- 3 2年次において、大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料等減免制度の適用を受ける者は、1年間に納付する授業料から授業料等減免制度による授業料減免額を差し引いた金額を上限として給付額を定めるものとする。
- 4 埼玉東萌短期大学成績優秀者授業料減免規程との併用は認められない。

(学生への通知)

- 第9条** 奨学生決定の通知を本人及び保証人に対して行う。また、在学生に広く知らしめるため、学内にも速やかに掲示するものとする。

(身上変更の届出)

- 第10条** 奨学生は、次の身上の変更があった場合は、遅滞なく所定の様式により、保証人連署の上、学長に届け出なければならない。本人が病気、死亡等により修学ができない場合は、保証人が代わって届け出なければならない。
- (1) 休学、復学、退学
- (2) 本人、及び保証人の身分、住所、電話番号、その他重要事項の変更

(取消し及び返還)

- 第11条** 奨学生に次の事由がある場合は、学科長は、委員会に諮った上、学長及び理事長に上申するものとし、理事長は、奨学生の決定を取り消すことができる。更に、学生の本分に著しく悖ると判断する場合には、既に給付された金額の全額又は一部の返還を求めることができる。
- (1) 傷痕傷病などのために修学の継続が不可能な場合
- (2) 修業年限の2年間で卒業ができない場合
- (3) 退学、停学等の懲戒処分を受けた場合
- (4) 学生として素行が好ましくない場合
- (5) 除籍となった場合
- 2 正当な理由により当該年度の途中から休学することとなった者については、前項に定める手続きによって、その状況に応じて、減免額の全額又は一部の決定を取り消し、既に減免された授業料の全額又は一部の返還を求めることがある。

(細則)

**第 12 条** この規程に定めるものの他、運用に必要な事項については、別に細則を定めることができる。

(改廃)

**第 13 条** この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が判断し、理事長に進達して理事長が定めるものとする。

**附 則**

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。